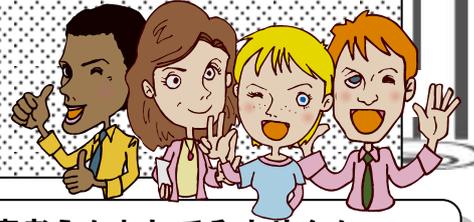


「家族滞在」からの 脱出？！



父の働きを期待し日本に行こうとする家族の皆さん。今一度考えなおしてみませんか。日本も多くの国と同様、生活の場としては厳しい現実があることを知ってください。



●「技能」の在留資格を持つ人の家族

コックさんとして日本に来ている人（「技能」の在留資格）の家族は、「家族滞在」という在留資格をもらって日本で暮らすことができます。

ところが、この在留資格にはいろいろな面で問題があります。

たとえば、カレー屋さんで働くネパール人コックさん（「技能」の在留資格）が母国から妻と子呼び寄せたとします。妻と子は「家族滞在」という在留資格になります。

「技能」（あるいはほかの就労系在留資格）で日本に来た人は、がんばって10年働き、給与もそれなりにもらえていれば「永住」申請への道が開かれます（世帯の年収300万円ほどが目安と言われています）。コックさんである父が永住をとれば、家族は比較的簡単に永住をとることができます。

この10年余りで地方都市にも外国人経営のエスニック・レストランがたくさんできました。しかし、そのどれもが経営がうまくいっているとは限りません。コックさんに十分な給料を払っていない店もたくさんあります。在日外国人の生活設計に欠かせないのは、まず自分のビザ（在留資格）を安定させ、さらに家族のビザも安定したものにしていく（つまり永住の在留資格をとる）、ということです。永住をとればどのような仕事でもできます。しかし、給料が安すぎると永住許可がおりないのです。

●「家族滞在」の人は本格的には働けません

そこで問題となるのが「家族滞在」の人は本格的には働けない、ということです。夫の給料が安いので、妻も働いて家計を支えたい、と考えますね。しかし「家族滞在」の人は、入国管理局から「資格外活動許可」をもらって週につき28時間まではアルバイトなどをするのですが、それ以上働くことはできません。

さらに大きな問題になるのは、子どもたちの在留資格です。呼び寄せられた子どもたちが日本語を十分に習得するのは大変なことです。しかも親の収入が安定していないとなると、大学どころか高校進学もハードルが高くなってしまいます。この子たちが高校から先に進学できないとすると、将来会社に就職して就労系の在留資格に変更する道も絶たれてしまいます。働けず、勉強もできず、ただ短時間のアルバイトをするだけで、いつまでも不安定な「家族滞在」のままで過ごすことになってしまいます。

子どもたちが日本で在留資格を持って働くには、がんばって勉強して日本の大学に行き、就職するか、母国の大学に行って卒業した後に日本に戻ってくるか（ただし日本に就職先があればの話ですが）になります。あるいは、日本人ないし永住者と結婚した場合には働ける在留資格になります。しかしこのような状態に置かれて進学も仕事もできずにいる子どもたちがかなり多いので、ルールの改善をするべきではないかと思えます。

解説・行政書士 藤林 美穂

**臨時に支払われる給付金
二つのお知らせ**

◆**臨時福祉給付金**・・・消費税率の引き上げで、所得の低い人の負担を減らすため、「臨時福祉給付金」が支払われています。まだ申請していない人は早く申請してください。

- ◎対象／市民税均等割税が非課税の人(課税者の扶養者や生活保護受給者は除く)
- ◎支給額と申請期限／一人につき1万円。(基礎年金や児童扶養手当をもらっている人は、一人につき1万5千円)。12月1日(月)まで。
- ◎必要なもの／①臨時福祉給付金申請書 ②申請対象者全員の公的身分証明書などの写し(健康保険証など) ③振込口座の通帳またはキャッシュカードの写し ④印鑑

◆**子育て世帯臨時特例給付金**・・・申請書がお手元に送られています。必ず提出してください

- ◎支給額と／平成26年1月1日時点で中学3年生以下の子ども一人につき1万円。
- ◎申請期限／12月1日(月) ◎提出方法／市役所子育て支援課あてに郵送してください。

**迷わずにおいでください
「日本語教室」への道順です**



ふじみの国際交流センター (FICEC) の「日本語教室」は、東上線 上福岡駅から5分の場所に移転してから2カ月が経過しました。教室が駅から近いということもあって、急に日本語を学びたいという生徒さんが増えましたが、「探すのに苦労しました」という意見も多く聞かれます。

分かりやすい道順をかいてみましょう。それでもわかりにくい時は電話ください。迎えに上がります。

目標は、①埼玉りそな銀行 ②駐車場 (FICEC の駐車場ではありません) ③駐車場の中にあるクリーム色の建物 です。

「Information Fujimino」は、11月号から隔月発行となります

お友だちを作ろう!! 富士見市保育所の「あそぼう会」って知っていましたか。

学校に入る前のお子さんがおられる皆さん、新しい友だち作りの機会をつくりませんか。富士見市の保育所では、10月から2月までの「あそぼうかい」の日程を公表しています。新しい友達作りと、小学校入学の体験も兼ねて気軽に遊びに出掛けられてはいかがでしょうか。

■開催日／木曜日 10:00～11:30

《★10/9,23 ★11/6,20 ★12/11日 ★1/15,29 ★2/5,19》

■問合せ 第一保育所 ☎ 049-251-6553 第二保育所 ☎ 048-472-9174
 第三保育所 ☎ 049-252-4811 第四保育所 ☎ 049-251-9785
 第五保育所 ☎ 049-251-9784 第六保育所 ☎ 049-251-4741



※日程が異なる場合もありますが、保育園でも実施しています。

ふじみ野保育園 ☎ 049-256-8862 こぼと保育園 ☎ 049-251-8966
 けやき保育園 ☎ 049-268-7255 子どものそのBaby ☎ 049-261-7077
 西みずほ台保育園 ☎ 049-268-5558 勝瀬こぼと保育園 ☎ 049-263-8800
 けやきわかば保育園 ☎ 049-253-8811 富士見すくすく保育園 ☎ 049-252-3414
 富士見れんげ保育園 ☎ 049-275-0138 針ヶ谷保育園 ☎ 049-275-0077